

令和4年7月 令和4年度第4回始良市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月29日（金）午後1時00分～午後3時45分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番：小長野 誠 2番：坂元 廣幸 3番：本村 正一 4番：福森 徳昭
5番：牧野田 隆平 6番：杉尾 敏憲 7番：市菌 由美子 8番：白尾 親昭
9番：今村 逸子 10番：野元 幸雄 11番：堂前 澄男 12番：西 泰行
13番：川島 兼次 14番：内飩 達也 15番：平 富士夫 16番：岩元 律子
17番：松元 信道 18番：夏田 恒 19番：米迫 慎二
欠席委員 4番：福森委員 6番：杉尾委員

【農地利用最適化推進委員】

1番：内村 幸雄 2番：宇都 和義 3番：扇菌 弘行 4番：柚木 利雄
5番：大重 孝司 6番：上福元 克己 7番：松永 政文 8番：松元 健一
9番：池端 隆志 10番：新屋敷 幸一 11番：中村 政芳 12番：柳迫 勝美
欠席委員 5番：大重委員 遅委員 2番：宇都委員

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地利用目的変更願について
9. 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
10. 議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
11. 議案第9号 農地あっせん申出（借受 希望）について
12. 議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（賃借）の意見決定について
13. 農地あっせんの経過報告
14. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
15. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事 ・
振興係長 ・ 振興係主任主査 ・ 農政課課長補佐兼加治木農林水産係長 ・
農政課課長補佐兼始良農林水産係長

	令和4年7月 令和4年度第4回始良市農業委員会総会議事録
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度 第4回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。 出席農業委員は、19名中、17名 で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。 本日は、4番、農業委員、6番、農業委員が欠席であります。 ——— 会務報告 ———
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	〔事務局 説明〕 ——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	議事日程に 入ります。 日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、7番 農業委員、8番 農業委員に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐 兼 農地係長と、振興係長を、指名いたします。

	これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号（11件） ———
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1番から11番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、7月29日、契約の始期は、8月1日を、それぞれ予定しております。契約件数につきましては、1年間で1件、2年間で1件、3年間で1件、5年間で6件、9年間で1件、15年間で1件、合計で、件数は11件、面積は23,936㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページから3ページに記載しておりますので、ご確認ください。
議 長	それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から11番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から11番までについて、原案のとおり決定することに

	賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から11番までについて、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第4 議案第2号（10件） ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番から10番までについて、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は4ページです。今回の申請件数につきましては、10件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町北唐船の田が1筆、面積は、1,179㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年7月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。経験も40年以上あり、農作業の機械につきましては、軽トラ、トラクター、田植え機等ありまして、刈入については、リース等で実施するとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、寺師山田越の田が1筆、面積は、1,868㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。 令和4年7月19日、現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。〇〇さんは、〇〇の職員であります。申請地は遊休農地ではありますが、現在、草刈がしてあります。〇〇さんは、今まで2回、遊休農地を取得しております。今回の遊休農地ではありますが、田んぼを耕作したいとの事です。労働力は問題ありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、豊留前田の田が2筆、畑が3筆で、面積は、3,154㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。 令和4年7月23日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。〇〇より北西に約600mの位置にあり、労働力は夫婦2人で労力は十分にあります。農業用機械につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラを所有し、畑については〇〇の隣接地であります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思

議 長 事務局	われます。以上で報告を終わります。 次に、4番について、事務局の説明を求めます。 4番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津二俣の田が2筆、面積は、1,931㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年7月19日、譲受人から聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の実家は、申請地の隣で、今までも譲受人が耕作しておりました。現所有者の方から買ってくださいとの話があり、今回、買うことになったとのこと。農業用機械につきましては、実家に揃っており、問題ないとのこと。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、5番について、事務局の説明を求めます。 5番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津杵の瀬の田が2筆、畑が1筆、面積は、635㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年7月19日、譲受人が仕事との事で、譲受人の父親宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。3筆のうち1筆の畑は草が茂り、2筆の田はきれいに草を払っていました。次の6、7、8番とも近くにあり、本人は会社員ですが、3年後ぐらいからは、自分も農業に携わりたいとの事で、今の労働

	力は、お母さんと奥さんとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 6番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津空の瀬の畑が1筆、面積は、346㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年7月19日、譲受人の父親宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。5番での報告の隣接地で、周りは草を払っておりますが、ほぼ茂っている状況でした。5番と同様ですが、草を払い耕作できるようにするとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、7番について、事務局の説明を求めます。 7番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津空の瀬の畑が1筆、面積は、355㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。 これまでと同じ内容ですが、現況は草が遊休農地のようになっております。順番に草を払っていく予定との事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、８番について、事務局の説明を求めます。 ８番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津空の瀬の田が１筆、畑が５筆、面積は、２，７１４㎡、親子間の生前贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、９番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、９番、農業委員です。調査報告いたします。先程と同じ日に、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。この申請は、全部で６筆ですが、５筆が畑、１筆が田、田は耕作してもらっているとのことでした。これは、お父さんから息子さんへの贈与になります。畑５筆のすぐ隣が自宅で、住んではおりますが、畑には少し作物が植えられており、草も茂っている状況です。順番に草払いをし、耕作をしていきたいとの事です。当申請は、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われまです。以上で報告を終わります。
議 長 事務局 議 長 委 員	次に、９番について、事務局の説明を求めます。 ９番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町北山口の田が１筆、面積は、２，３６２㎡、親戚間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、１０番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、１０番、農業委員です。調査報告いたします。令和４年７月２５日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。所有権移転とのことで、譲渡人は叔父にあたります。労働力についてはひとりで、機械等については、軽トラ、草刈り機、その他、耕運機などはリースでおこなうとのこ

	とでした。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町北山口の田が2筆、面積は、2,071㎡、親子間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年7月25日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲渡人〇〇さんは、母であります。あとは、9番の説明と同様であり、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番までについては、原案のとおり決定いたしました。
29 : 29	——— 日程第5 議案第3号(1件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についてを、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定について説明いたします。総会資料は、7ページでございます。今月の変更申請件数につきましては、1件となっております。申請人は〇〇、土地の所在は、蒲生町白男の2筆で、944㎡となっております。こちらの申請地は、平成29年4月10日と、平成29年11月7日に駐車場とのことで、5条許可を取得していましたが、今回、当初の計画よりも規模を大きくした駐車場で、変更したいとのことで、事業計画変更申請と、このあと、議案第4号4番の申請ならびに、5条申請のほうも同時に申請がなされています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番、農業委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番農業委員です。調査報告いたします。農地区分については第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題はございません。申請地の位置ですが、〇〇から北西に約450mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が農道、西が水路、南が水路、北が5条申請地となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可

議 長	基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が決定いたしました。
33 : 19	——— 日程第6 議案第4号(4件) ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番から4番までについて、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、8ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。また、本日〇〇委員が欠席のため、現地調査委員の報告につきましては、代わりに〇〇委員による報告をいただければと思っております。よろしく願いいたします。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、所在地は、船津の1

議 長	筆、面積は163㎡、農地区分は第2種農地、転用目的は、駐車場です。隣接の宅地の駐車場として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番農業委員です。調査報告いたします。農地区分については第2種農地でありますが、その他の農地に該当する為、問題はございません。申請地の位置ですが、〇〇から北西に約250mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が雑種地、西が市道、南が水路、北が畑と宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、所在地は、平松の1筆、面積は37㎡、農地区分は第3種農地、転用目的は、通路です。隣接の宅地のための通路として使用したいとのことです。始末書のほうが提出されておりました、参考資料の12ページに添付されております。内容としましては、昭和45年頃からすでに、宅地のための通路として使用しているため、今回、追認で農地法の許可を得ようとするところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分については第3種農地であり、問題はございません。申請地の位置ですが、〇〇から南西に約50mの位置になります。被害防除現況

議 長	につきましては、東が田、西が田、南が宅地、北が市道となっております。申請実現の確実性でございますが、すでに通路として利用している為、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、所在地は、池島町の1筆、面積は514㎡、農地区分は第3種農地、転用目的は、貸駐車場です。こちらも始末書のほうが提出されておりました、参考資料の17ページに添付されております。内容としましては、平成23年頃からすでに、駐車場として使用しているため、今回、追認で農地法の許可を得ようとするところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分については第3種農地であり、問題はございません。申請地の位置ですが、〇〇から北に約170mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が宅地、西が市道、南が畑、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。 4番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、所在地は、蒲生町白男の2筆、面積は944㎡、議案第3号の1番と同じ案件になっております。農地区分は第1種農地で、転用目的

	は、駐車場とのことで、この後の、議案第5号の14番とも一体利用しまして、受人の来客用、社員用駐車場としての計画となっております。全事業面積は、5,369㎡となっております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の1番で、8番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、4番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
41 : 27	——— 日程第7 議案第5号(15件) ———
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番から15番までについて、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。

	事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、9ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、15件であります。 1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の1筆、面積は528㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、貸資材置場です。譲受人が代表を務める〇〇に貸し出す計画となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は105㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、1区画の宅地造成です。また、隣接の宅地と一体利用で、合わせて、117.57㎡です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。

	農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は432㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、店舗です。譲受人の店舗を建築し事業を行うことで経営安定を図りたいとのことです。参考資料の30ページのほうに、始末書のほうが添付されております。現在の所有者の方が、広告看板をすでに設置されておまして、そのことに関する始末書となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約170mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が雑種地、南が国道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。先ほどの報告のとおり、始末書が添付されております。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局	4 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の 1 筆、面積は 9 1 m²となっております。所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、駐車場です。隣接地を所有しています住民の方が、利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7 番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約 7 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が国道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の 1 筆、面積は 6 2 8 m²となっております。所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、2 区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7 番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 1 7 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が宅地、北が市道です。申請

議 長	実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、永池町の1筆、面積は483㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、2区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約220mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町久末の2筆、面積は2,165㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、山林です。耕作困難になった為、山林として保全管理に努めたいとのことです。こちらが、次の8番の隣接地で、合計しますと30アールを超えることから、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明

議 長	を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員 6 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6 番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当す為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約 280 m の位置です。被害防除現況としましては、東が原野、西が水路、南が水路、北が原野と水路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町久末の 1 筆、面積は 1,420 m²となっております。所有権移転で、農地区分は、第 2 種農地です。転用目的は、山林です。杉を植林して山林にしたいということです。7 番の隣接地で、合計しますと 30 アールを超えることから、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 6 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6 番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当す為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約 280 m の位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が原野と水路、南が水路、北が原野と倉庫です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件およ

議 長 事務局	び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、9番について、事務局の説明を求めます。 9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の1筆、面積は341㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、1区画の宅地造成です。隣接の公衆用道路と一体利用し、全事業面積は491㎡。また、始末書のほうが参考資料の55ページに添付されております。内容としましては、現在の所有者が、平成17年頃に建設事務所用地として貸し出しをすでになされており、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、1番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約240mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林と宅地、西が宅地、南が宅地と私道、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、北側ののり面の補強を、少し崩れが見えたので、しっかり補強をするようにと、条件をつけました。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、10番について、事務局の説明を求めます。 10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の1筆、面積は44

議 長 委 員	0㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、社宅を建てたいとのことで、譲受人が土地を購入し、譲受人が代表を務める会社が、こちらに社宅を建てたいとのことです。以上で説明を終わります。 だいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、1番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、11番について、事務局の説明を求めます。 11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町北の1筆、面積は346㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。転用目的は、家庭菜園です。譲受人が隣接の宅地に居住しており、現在、すでに耕作しています。そこを家庭菜園としたいとの事です。こちらは、第1種農地であることで、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、6番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約250mの位置です。被

	害防除現況としましては、東が畑、西が農道、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、１２番について、事務局の説明を求めます。 １２番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の１筆、面積は６４１㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、３区画の宅地造成です。こちらは、参考資料６８ページに経緯書を添付しております。令和２年８月に田から畑に転用された土地であります。現在の所有者が相続した際に、田んぼでの耕作は難しいとの事で申請があったのですが、その後、所有者の方が、病気での入院となり、耕作できなくなり、管理のほうも難しいとのことで、今回の経緯にいたしました。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員１２番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、１２番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約３５０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	ここで、休憩にはいります。

議 長 事務局	議事を再開いたします。次に、１３番について、事務局の説明を求めます。 １３番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の１筆、面積は４１７㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、２区画の宅地造成です。また、隣接の宅地と一体利用しまして、６１１．８６㎡となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員１２番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、１２番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約１８０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、１４番について、事務局の説明を求めます。 １４番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町白男の合計、８筆で、４、３４０㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第１種農地です。転用目的は、駐車場です。現在の駐車場に加え、来客用と社員用の駐車場を造成したいとの事です。こちらが議案第４号の４番と一体利用の計画で、全事業面積は、５、３６９㎡となっております。また、第１種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、８番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、８番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は第１種農地であります。第１種農地の不許可の例外であります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約４５０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が雑種地、南が４条申請地、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、１５番について、事務局の説明を求めます。 １５番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の１筆、面積は２５１㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第１種農地です。転用目的は、農機具置場です。第１種農地とのことで、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、９番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、９番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は第１種農地であります。第１種農地の不許可の例外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約７０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が原野、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意

議 長	見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、8番、農業委員です。事務局への確認をさせてください。現在、総会資料で提案されているわけですが、局長のところまで決裁、中身について、調査、検討がなされ、出されているということで理解してよろしいですか。
事務局長	書類、資料を見て、ほぼ、全ての現地に行き、確認をしています。
委 員	ありがとうございます。1点だけ確認いたしますが、始末書がけっこう出てきておりますが、その中で押印しているものと、してないものがあります。国においては印の廃止、市においても、同様の取り組みがなされております。今回、印を押しているもの、押していないものがありますが、使い分けについては、どのような考え方でなされているのか、この1点だけお願いします。
事務局長	押印につきましては、昨年7月に、県農村振興課より、始末書が押印を必要としない書類として示されております。ただ、すでに押印されて提出される書類につきましては、押印がない書類と同様に受け付けております。
委 員	このような通知につきましては、事務局長として指導していくべきです。6月分までは、全て印がついてあります。7月分は、印がついていたり、なかったりと整合性がとれていないので、今回、局長の見解を聞いています。国、県からの通知があれば、始良市の農業委員会として、このような方向でいきますと、話され

	たほうがいいのでは、と思っております。上からきた時、そのまま置き、時期がきた時に文書を配布したり、そのような取り扱いでは、ないのではないのでしょうか。緊張感をもって対応していただきたい。ということをお願いして、終わります。
事務局長	ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、7番、8番、11番、14番、15番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第8 議案第6号(1件) ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、14ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、〇〇、所有者は、〇〇、土地の所在は、船津の1筆、面積は226㎡となっております。こちらが、議案第2号の5番の申請となっております。こちらを田んぼから畑に変更して、利用したいとのこととなっております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、〇〇から、東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が原野、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、現状のまま畑に変更するので、確実であります。条件および特記事項は、排水対策をするため、水利組合との相談が必要であります。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	それでは、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、1番、農業委員です。15番の土地のことですが、番地と面積が違うのはなぜですか。同じ場所と説明を受けたのですが。
事務局	同じ場所というのが、議案第2号の5番、3条申請の5番の申請地となっております。5ページの5番のところに入っております申請地です。
議 長	他にございませんか。それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

		——— 日程第 9 議案第 7 号(3 件) ——— 議 長 次に、日程第 9、議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更(農用地区域除外)について、議題に供します。 1 番から 3 番までについて、説明をお願いします。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。総会資料は、15 ページでございます。今月の申請件数につきましては、農用地区域からの除外についてが、3 件となっております。1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、〇〇、所有者は、〇〇、土地の所在は、増田の 1 筆、面積は 307 m²となっております。変更後の利用では、建売住宅を 1 棟建築したいとのことでの申請となっております。補助事業との関連につきましては、昭和 46 年の県営ほ場整備事業となっております。以上で説明を終わります。 議 長 ただいまの説明に関連して、7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい、7 番、農業委員です。調査報告いたします。農振除外後の農地区分は、第 1 種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約 270 m の位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が市道、北が墓地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。 議 長 次に、2 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 2 番につきまして、ご説明いたします。申請人は、〇〇、所有者は、〇〇、こちらも農用地区域からの除外申請となっており、申請地は、北山の 1 筆、面積は 991 m²の内、4 m²を農用地区域からの除外となっております。変更後は、携帯電話基地局を設置
--	--	---

議 長 委 員	したいとのことでの申請となっております。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、14番、農業委員です。報告いたします。農振除外後の農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、〇〇から、東に、約650mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が水道用地、南が市道、北が田です。申請実現の確実性として、携帯電話基地局設置の為、確実であります。条件および特記事項は、ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 3番につきまして、ご説明いたします。申請人は、〇〇、所有者は、〇〇、こちらも農用地区域からの除外申請となっております、申請地は、船津の1筆、面積は1,041㎡となっております。建売住宅を3棟建築したいとのことでの申請となっております。補助事業との関連につきましては、平成17年の県営集落基盤整備事業が実施された申請地となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、7番、農業委員です。調査報告いたします。農振除外後の農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、〇〇から、東に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が田、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	それでは、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、4番、推進委員です。7号の1ですけど、参考資料では周りが畑、畑、田となっていますが、報告では、市道、市道との報告。何か違っていましたか。
事務局	参考資料85ページの地目は畑となっておりますが、南側の畑2つについては、すでに現況は公衆用道路となっております。北側の畑は、現況は墓地であります。地目変更がそのままの状態です。東側の田は、現況も田で、農地が東側に広がっており、そのいちばん外周部となっております。
委 員	はい、わかりました。
委 員	はい、8番、推進委員です。農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振除外を先に済ませて、それから5条申請の手順になるのではないですか。これでいくと、いきなり農振除外したら、家が建てられますよと、これで許可になったら、そういう形でよろしいのですか。
事務局	今回の議案第7号につきましては、農振除外だけの申請となっております。農振除外申請が農政課に出されて、農政課より農業委員会の意見をください、とのことです。農振除外につきましては、農政課が、農業委員会や土地改良区からの意見を参考に、農振除外に関する会議に諮り、正式に除外することが決定した後に、あらためて、5条申請をしていただく流れであります。つきましては、5条申請は出されていませんので、今回は農政課への回答をする形になります。
委 員	はい、17番、農業委員です。農業振興地域の変更ですけど、先月も全体見直しのなか、除外や新たに編入するといった事案がありました。今回の事案につきましても、8月に設定されている協議会の議案として、出されるのですか。全体の見直しで、事

	案が出され、今回も、また、除外が出されましたが、いずれも、全体の見直しで処理されるのですか。農振地域の変更は、1年に2回、農政課のほうで行っています。平成30年に、全体の見直しを行い、それからの社会情勢の変化のなか、このような、個々の事例も、全体の見直しに、入れるのかの確認です。
事務局	農業委員会事務局で聞いています内容は、今回の案件につきましては、全体の見直しとは別で、個別の見直しの案件と、聞いております。
委員	おかしいですね。全体の見直しの事案として、大幅な筆数の除外や変更などがあったのですが。
事務局	方針につきましては、農政課の判断となりますが、全体の見直しは、自然的な現象などによる見直しを行うとの事で、今回のような個別の案件につきましては、人為的な家の建築など、明確な目的があるなかでの、除外などの見直しを行うことと、把握しているところであります。
委員	はい、わかりました。農政課にも確認します。
議長	ほかに、ございませんか。それでは、お諮りいたします。 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	——— 日程第10 議案第8号(3件) ———
議長	次に、日程第10、議案第8号、農地あっせん申出（売渡・貸

	付 希望) について、議題に供します。 1 番から 3 番について、一括して事務局の説明を求めます。 事務局 議案第 8 号、農地あっせん申出について、説明いたします。総会資料は、16 ページです。今月の申請につきましては、売り渡し 2 件、貸し付け 1 件となっております。参考資料につきましては、103 ページからになりますので、審議の参考としてください。それでは、1 番を説明いたします。内容につきましては、売り渡しです。土地の所在が船津〇〇、地目は田、面積が 1,198 m²、申出人は、〇〇、希望譲渡価格は、農業委員会に一任、早めに土地を手放したいため、相場より安くてもよいとのことです。次に、2 番を説明いたします。内容につきましては、売り渡しです。土地の所在が木津志〇〇、地目は田、面積が 1,879 m²、申出人は、〇〇、希望譲渡価格は、10 アール当たり 10 万円ということで、買い手がいない場合は、無償で貸付でもよいとのことです。それでは、3 番を説明いたします。内容につきましては、貸し付けです。土地の所在が加治木町小山田〇〇、地目は畑、面積の合計が、6,057 m²、申出人は、〇〇、希望小作料は、無償でいいとのことです。
議 長	それでは、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての 1 番から 3 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 8 号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての 1 番から 3 番については、原案のとおり受理することに、決定いたしました。次に、ただいま承認されました議

委員	案第8号、農地あっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。地区委員の方々から選出していただきたいと思います。自薦、他薦のいずれでもよろしいです。
議長	「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番については、9番 農業委員、推進委員11番 推進委員、推進委員12番 推進委員に、2番については、1番 農業委員、11番 農業委員、14番 農業委員に、3番については、2番 農業委員にお願いしたいと思います。
委員	「はい」
議長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
——— 日程第11 議案第9号(1件) ———	
議長	次に、日程第11、議案第9号、農地あっせん申出（借受希望）について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第9号、農地あっせん申出について、説明いたします。総会資料は、45ページです。今月の申請につきましては、買い受け、借り受け、1件となっております。参考資料につきましては、106ページからになりますので、審議の参考としてください。それでは、1番を説明いたします。内容につきましては、借り受けです。申請者は、加治木町木田、〇〇。希望地区は、加治木町楠原地区で、最終的には1ヘクタール借り受けたいとのことで、借り受けの条件は、小作料が、10アールあたり1万円、希望借受期間が10年ということです。栽培予定作物は、青果用のさつまいもということです。

議 長	それでは、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、12番、農業委員です。先日、〇〇さんとお会いし、お話を聞きました。農業経験なし、農機具もなし、そして1町歩、捜してください。実際のところ、1町歩紹介しました。青果用のさつまいもと書いてありますが、青果用のさつまいもを植えるには、今の時期は、もう遅いです。そこで、次は何をつくれるのですか、と聞いたら、何をつくれればいいかな とのことで、この方も事業主として、運送業や不動産業をしています、本人がなさらず、従業員を雇われるのかどうか、カードにはきちんと記載をしておいていただかないと、お話をしたなかでは、大丈夫かなとも思った次第でもあります。また、農地を紹介した時に、今年、今、契約すれば、来年まで畑は空きますよね。で、ちょっとまってくれ、との話でもありました。農業を一生懸命されることとは思いますが、まだ、一抹の不安も持っているところです。この案件は受けていただいても、私に対応しますので、もう少し事務局も、どういう状態で農業をなされるのか、営農計画書まではいきませんが、やはり、そういうものを提出してもらう方向に持っていていただけたら、と思います。
事務局	今まで、営農計画書は付けておりませんでした、今後、営農計画書的なものを付けていただき、どういう形で行うのか、把握していきたいと思います。
議 長	それで、今回の分は、入れてもいいのですか。12番、農業委員どうですか。
委 員	はい、どのようにされるか、わからないと、地主さんにも、大丈夫ですよとは言えないです。借りてどうされるのか、もしかすると、農業委員の私にも責任がでてきます。実際は、ちゃんとやられるとは思いますが、その辺が少し不安なので、営農計画書なり、ちゃんと出してもらい、このようにすると言えるので、出していただきたい との要望であります。

事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 議 長	営農計画書的なものを、出してもらいます。 それでは、お諮りいたします。 議案第 9 号 農地あっせん申出（借受 希望）についての 1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 9 号、農地あっせん申出（借受 希望）についての 1 番については、原案のとおり受理することに、決定いたしました。 次に、ただいま承認されました議案第 9 号、農地あっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦、他薦のいずれでもよろしいです。 「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 9 号、農地あっせん申出（借受 希望）の 1 番については、1 2 番 農業委員、にお願いしたいと思います。 「はい」 それでは、担当になられた 農業委員、よろしく願いいたします。 ——— 日程第 12 議案第 10 号 ——— 次に、日程第 1 2、議案第 1 0 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
--	---

事務局	はい、それでは、議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。資料の20ページをご覧ください。こちらの借受終期のほうが、今回、漏れておりました。大変失礼いたしました。1番上が、5年ですので、令和9年7月1日までとないます。2番から14番にかけましては、10年となっておりますので、令和14年7月31日となります。もうしわけございませんが、追記のほうをお願いいたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和4年8月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。総会資料、20ページの12番、から14番が、議席番号、13番、農業委員に係る案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事には参加できませんので、審議の際は、ご退席をお願いします。それでは、資料19ページをご覧ください。こちらが、借換区分別集計表になっております。今回は、新規3件、載せ替え5件、更新6件、の、合計14件。申請面積は、それぞれ、新規が3,490㎡、載せ替えが6,701㎡、更新が6,916㎡の、合計17,107㎡です。設定する権利別では、使用賃借権が3件、賃貸借権が11件と、なっております。20ページのほうが、それぞれの詳細となっておりますので、ご審議の方、よろしくお願いします。
議長	これより、議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から14番までについて、一括して質疑に入ります。なお、12番から14番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。1番から11番までについて、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。 議案第10号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画

委員	(貸借) の意見決定についての 1 番から 11 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第 10 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 11 番までについては、原案のとおり、決定いたしました。 それでは、12 番から 14 番までの関係者、13 番、農業委員の退席をお願いします。
委員	〔13 番農業委員 退席〕
議長	それでは、12 番から 14 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。 議案第 10 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 12 番から 14 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 10 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 12 番から 14 番までについては、原案のとおり、決定いたしました。13 番、農業委員の、着席をお願いします。 〔13 番農業委員 着席〕 —— 日程第 13 —— 次に、日程第 13、農地あっせんの経過報告について、進展が

	ありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	はい、それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。今月は3ページの21番、〇〇さんの買い受け希望ですが、今月27日に未相続地と売買も貸付も不可の2筆を除いた5筆についてのあっせん会を開催したところ、無事成立しましたので、8月31日の総会に上程する予定です。その際にあっせん委員の方から報告があります。それと、6ページの59番、〇〇さんですが、今月の議案第1号4番で、利用権が設定されましたので、これで完了とします。以上で、事務局の報告とします。
議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
委 員	〔委員からの報告無し〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第14 ———
議 長	次に、日程第14、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画の合意解約を報告いたします。7月は、3件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約を、のちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔委員からの発言無し〕
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。

	——— 日程第 1 5 ———
議 長	次に、日程第 1 5、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	あっせんの申出、価格、基準について
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	農業委員会の委員活動の記録について 農地中間管理事業に関する活動について 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について 農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 4 年度、第 4 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____